

平成 26 年度横浜市ほどがや地区センター 指定管理事業計画書			
指定管理者	一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会		
代表者名	橋本 淳	設立年月日	平成 23 年 6 月 15 日
法人所在地	〒240-0052 横浜市保土ヶ谷区西谷町 747-8-102		
電話番号	045-370-5231	FAX 番号	045-370-5230
沿革	<p>平成 7 年 4 月 1 日 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立（任意団体）  ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、川島町公園こどもログハウス、  瀬戸ヶ谷スポーツ会館、峯小学校・笹山小学校コミュニティハウス  以上、7 施設の管理運営を開始</p> <p>平成 11 年 5 月 15 日 桜ヶ丘コミュニティハウスの管理運営開始</p> <p>平成 11 年 5 月 30 日 今井地区センターの管理運営開始</p> <p>平成 17 年 5 月 15 日 くぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営開始</p> <p>平成 18 年 4 月 1 日 今井地区センターの管理運営は民間企業へ移行</p> <p>平成 23 年 4 月 1 日 西谷地区センターの管理運営が終了し、その代替施設としての  「西谷会館」の管理運営開始（平成 24 年 11 月 30 日まで）</p> <p>平成 23 年 6 月 15 日 一般社団法人 保土ヶ谷区区民利用施設協会設立</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日 保土ヶ谷公会堂の管理運営開始</p> <p>平成 24 年 12 月 15 日 西谷地区センターの管理運営開始</p>		
業務内容	<p>一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会は、平成 23 年 6 月 15 日、それまでの任意団体から法人格を持つ団体として新しく設立され、その目的は従前と同様「区民利用施設の管理運営及び地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています（定款第 3 条）。この目的を達成するためにつぎの事業を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区民利用施設の管理運営</li> <li>2 文化・芸術・スポーツ等の講座やイベントなど自主事業の企画及び実施</li> <li>3 まちづくりの推進やこどもの健全育成の推進</li> <li>4 区民の自主的な活動の支援（助言、情報提供、調整など）</li> <li>5 区民主体のクラブ型組織やサークル化に向けての支援</li> <li>6 地域コミュニティの醸成に関する事業</li> <li>7 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業</li> </ol>		

## (1) 指定管理者に関すること

- ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
- イ 指定管理者の業務におけるほ도가や地区センター指定管理業務の位置づけ
- ウ 指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

**ア 指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について**

当法人は、平成7年に任意団体としてスタートしましたが、平成23年6月15日一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会として法人格を取得しました。団体の目的は「区民利用施設の管理運営事業並びに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与すること」(定款第3条)であり、地域に密着した施設運営を行うために、「地域の特性を活かした館創り」を掲げ、次の経営方針で運営しています。

- (ア) 区民の自主的活動の支援を通じて活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に寄与します
- (イ) ニーズに応え、利用者満足度の向上に努めます
- (ウ) 公正・公平、効率的かつ効果的な区民利用施設の管理運営を行います
- (エ) 永続的に使命を果たすために、効率的で安定した経営を行います

当法人が区内全域の地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理者であることのメリットは、保土ヶ谷区の全域のニーズを常に把握でき、地域的に欠かさざるをえないようなサービスを、他の地域の施設が補完することにより、保土ヶ谷区でのニーズを満たすことが可能になることであると考えます。

**イ 指定管理者の業務における横浜市ほ도가や地区センター指定管理業務の位置づけ**

上記理念の実現を目指す当施設の管理運営は、協会の存立目的そのものであり、これにより地域住民の交流を深め、地域社会の発展に貢献することは当法人に与えられた使命であると考えます。当施設の運営においてもこの経営方針を前面に打ち出し、地域の皆様のご期待にお応えしたいと考えております。

**ウ 指定管理者が行っている公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績**

平成26年度の管理運営施設は次のとおりです。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市ほ도가や地区センター	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	H 7. 4. 1	指定管理
横浜市初音が丘地区センター	同上	H 7. 4. 1	同上
横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス	同上	H11. 5.15	同上
横浜市峯小学校コミュニティハウス	同上	H 7. 4. 1	受託管理
横浜市笹山小学校コミュニティハウス	同上	H 7. 4. 1	同上
横浜市くぬぎ台小学校コミュニティハウス	同上	H17. 5.15	同上
横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館	同上	H 7. 4. 1	指定管理
横浜市川島町公園こどもログハウス	同上	H 7. 4. 1	同上
横浜市保土ヶ谷公会堂	同上	H24. 4. 1	同上
横浜市西谷地区センター	同上	H24.12.15	同上

## (2) 横浜市ほどがや地区センターの管理運営業務の基本方針について

**ア 設置目的、区政運営上の位置づけ～地域の特性、地域のニーズに応じた運営をします**

地区センターは「地域住民が、自らの生活環境向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場」でありますことともに、保土ケ谷区政におきましては、「防災・防犯をはじめとした安全・安心なまちづくり」「支えあいの実践から始まる身近な暮らしの安心・充実」「未来を担う子どもたちの育成」「次世代につながる魅力あるまちづくり」を達成するための地域の拠点として大きく期待されています。

この地区センターは保土ケ谷区の行政中枢部にあり、商業地、大型の団地やマンション・古い住宅街等が混在する複雑な地域です。また、地域の社会資源としましては、公会堂・スポーツセンター・岩間プラザなどの各種施設が多数ある地域でもあります。しかしながら、このような利便性の反面、この地域にある帷子小と峯小学校の学区には安全な遊び場が少なく、この地区センターは「未来を担う子どもたちの育成」の場としての役割を大きく担います。人口形態をみますと、この地域は少子化が進み、高い人口密度であるにもかかわらず少子化が進んだ高齢社会の人口ピラミッドで、さらには団塊の世代が高齢期を迎えますために、さらに65歳以上の人口がさらに増えることが予測されます。

私たちはこのような地域の特性を踏まえ、地域の皆様の声を広くうかがい、保土ケ谷が一層住みよい街になりますよう世代と世代をつなげ、「心の豊かさを育むまち」の良きサポーターとなりますようこの地区センターを運営いたします。

**イ 公の施設としての管理方針**

- a 「サークル活動並びに個人で利用を希望する全ての市民の皆様が公平・公益的に利用できる施設運営」に努めます。これを実現するために、行政が定める条例・規程以外の規則は、利用者アンケート・利用者会議、地域代表者による委員会を開催して決議し、地域・利用者の皆様の意見やご要望を遍く取り入れた施設の運営をします。
- b 「地域に貢献する施設づくり」に努めます。地域の声を広く伺い反映し、地域の皆様と地域の課題に取り組み、住民の皆様の福祉の増進を図る公共施設として積極的に地域活動に協力します。また、地域の福祉向上を図るために地域住民の皆様の自主的な活動を支援し、さらには当地区センター自ら事業を行います。
- c 「利用者ニーズ・地域ニーズに即応すること」に努めます。利用者様や地域のニーズを正確かつ綿密に把握し、適正かつ効果的・効率的に即応を心がけ、常に「良質なサービス」を区民の皆様に提供できますよう努めます。
- d 「利用者様の安全確保」のために常に配慮を怠らず、利用者様が安心して利用できますよう、万全の体制を整えます。
- e 「生涯学習等を通じた啓発活動」をいたします。受講者の個人趣味に留まらず、「次世代へつなげる心の豊かさ」「次世代につながる豊かな地域社会づくり」をテーマに、「地域へ・次世代へ還元する生涯学習」へ発展させてゆきます。
- f 「地域の皆様への情報提供の場として」官公庁のパンフレット等の広報誌の管理に留まらず、地域の皆様に市政・区政などの情報を正確に伝えられますよう努力いたします。また、地域活動などの豊富な情報を地域の皆様に伝えられますよう努めます。
- g 所管課や公共施設との綿密な連絡をとり、「区政への協力」に努めます。特に、このセンターは交通の便が良いために、区役所などの大きなイベントが開催されることも多く、円滑な実施ができますよう専門的な知識を持って協力ができるよう配慮することが不可欠です。また、水害などの発生時は、避難場所として区の要請に迅速に応じられる体制を整えます。

## (3) 組織体制

## ア 管理運営に必要な組織、人員体制

職員の配置は、利用者の利便性、安全性の確保と館内の運営維持のために、管理責任者の館長1名、管理及び企画を行う副館長2名と運営にあたるスタッフ18名（運営スタッフ16名、美化スタッフ2名）を配置します。

人員は多い利用者と広い敷地を考慮して、時間帯により勤務者人数を変えることで、利用者へのサービスと安全・安心の確保に効率・効果的な体制を得られます。さらにイベントやスタッフの急な不在に備えて「応援スタッフ」制度を利用し、人員増加の抑制と効率的な人員配置を行います。

## (ア) ほどがや地区センターの職員配置

ほどがや地区センターは、横浜市内で最も広大な敷地を持ち、さらに体育館8室と本館14室が分離している特殊な構造です。また、敷地内は放課後児童の遊び場になることや近隣の障害者施設や休日救急医療センターへの通路であること、松原商店街への通路であることなど、来館者様とほぼ同数の地域の皆様が毎日この敷地を通行しますために、館内の確実な運営とともに、敷地内の安全と美化を確保する人員体制を効率的に取ります。

## (イ) ほどがや地区センターの人員体制

効率性と確実な施設運営を考慮し、開館時間内は常時3人以上、最も繁忙な時間帯（12時と15時前後）は4人以上が勤務している体制を確保します。

館長	常勤	1名	●運営管理の総括 ●利用者ニーズの調査・分析 ●事業計画書の作成 ●苦情対応 ●地域福祉の増進に係わる調査・分析・企画 ●職員研修の企画 ●地域・他機関との連絡・調整 ほか
副館長	常勤	2名	●館長の補佐 ●設備・備品の保守管理 ●スタッフの指導 ●自主事業の運営 ●お客様情報の管理 ●経理・庶務 ●統計 ほか
スタッフ(運営担当)	時給	16名	●利用申込の受付・案内・対応 ●窓口サービス ●会場・器具・備品の管理 ●館内外の整理 ●図書管理 ほか
スタッフ(作業担当)	時給	2名	●館内外の清掃 ●修繕 ●植栽管理 ●地域や近隣への美化協力

常勤職員：館長1人、副館長2人 計3人（週5日勤務、8時45分～16時45分、13時～21時）

シフト制により開館時間内は常勤職員が在勤し、苦情や緊急時等の対応責任者が常時居る体制を確保します。

時給スタッフ：各2班が隔週で勤務し、開館時間内は常時3人が勤務している体制を確保します。また、2班が毎週交代勤務することで、スタッフの休暇でも人員を常に確保し、イベントや緊急時の際にも円滑に増員できる態勢をとります。なお、このような採用方法をとることでより多くの地域情報を収集するスタッフを確保し、さらに地区センターでの就労を通じて地域活動につながる人材を育成してゆきます。時給スタッフの勤務時間は次のとおりです。

○ 7時15分～10時30分 1人（作業専任）

○ 8時45分～13時00分 2人

○ 11時15分～15時30分 1人

○ 12時45分～17時00分 2人

○ 16時45分～21時00分 3人

（計9人×2班、途中15分休憩）

## (ウ) 常勤職員および時給スタッフ採用条件

人格に優れ、公共施設の管理運営に必要な知識を持つ者、または、地域福祉、生涯学習、そのほか地域社会に貢献する知識・技術を持つ者を公募または運営委員会（地域代表者）の推薦により採用します。



## (3) 組織体制

## イ 個人情報保護等の体制と研修計画

## (ア) 個人情報保護等の体制

当協会では、個人情報の収集を必要最小限に留め、内閣府の通達及び横浜市条例に忠実に管理を行い、当協会独自に「個人情報保護方針」とマニュアル「地区センターにおける個人情報保護の留意点(具体例・事例集)」を作成し、毎年の研修を通じて全職員へ周知徹底することで個人情報保護に努めています。なお、具体的な個人情報保護体制の概要は次のとおりです。

- a 利用者様の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、情報を収集する場合は必ず事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用は決してしません。
- b 入館者記入表での個人名記入を無くし、登録団体名簿でも代表者様の連絡先以外の情報は収集しません。さらに二次利用は、公共機関からの依頼であっても、①同様の手順のうえご本人様の了解印を得た場合以外は一切行いません。また、個人情報を収集が必要とする業務や開示を求められた場合などについては、職員の一存でこれらを行うことを禁止し、必ず館長決裁を受けることとして管理しています。
- c 取得した個人情報は正確かつ安全に管理措置を講じます。個人データの漏洩や滅失を防ぐために、個人情報が含まれるファイル・書類は必ず施錠できる棚に保管し、パソコンはパスワード設定と盗難予防の施錠をしています。また、個人情報の館外への持出しは禁止しています。個人情報の保管と廃棄はマニュアルで定め、明示した目的が終了しました際は速やかに事務所でシュレッダー処理します。
- d 苦情の申し出があった場合は適正かつ迅速に処理するために、苦情受付の窓口と担当者、苦情処理手順の策定等の必要な体制を整備し、館内にその掲示をしています。
- e 毎年、官公庁が主催する個人情報保護に関する研修を受講した館長が、法の理解とともに具体的な地区センター業務の中で個人情報を厳守することを目的として職員全員を対象とした研修を行っています。また、研修修了後に職員全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」を提出します。また、この職員全員の誓約書は横浜市の指示に従い、さらに横浜市長あてに提出しています。なお、当協会で開催している個人情報保護研修の概要は以下のとおりです。

○個人情報保護の必要性○個人情報保護法の概要○利用目的の特定○適正な取得と取得に際しての利用目的の通知等○正確性の確保○安全管理措置○開示制限○第三者提供の禁止○苦情処理○地区センター業務に係わる具体的な個人情報保護の留意点(利用団体について、個人利用者について、記名について、名簿の管理について、自主事業について、帳票・データの管理について、電子メール・FAXでの取り扱いについて、職員の個人情報について等)○質疑応答

## (イ) 研修計画

「施設は人なり」を基本理念に次の研修を新採用者に実施します。また、従来の職員につきましては当地区センターの全職員を対象にした個人情報保護研修、全体研修、サービス向上研修を実施します。

採用時研修：●業務研修 ●個人情報保護 ●救急・防災・防犯研修●マナー研修●人権研修  
 ：●市政・区政の理解と行政サービスインフォメーションの方法 ●福祉教育 ●利用ニーズのコーディネート ●児童の健全育成 ●生涯学習 ●安全性の確保 ●ニーズ調査～モニタリングの方法 ●生涯学習研修 ●業務改善検討会議～業務改善研修 ●利用者サービス向上会議～サービス向上研修 ●施設・設備管理研修 ●経理研修 ●地域福祉計画 ●バリアフリー研修 ●個人情報保護 ●防災防犯研修 ●事故防止と救命研修(AED研修を含む)

**(3) 組織体制****ウ 防災・事故予防・防犯等に関する取組み****(ア) 事故予防計画・防犯計画・及び発生時の対応計画について**

地区センターは乳幼児からお年寄りまでの幅広い年代層の方が利用されますために、あらゆる危険から来館者様を守ることが公共施設の使命と考え、日常点検・チェック表、定期巡視、マニュアルや研修・訓練により万全を期します。また、設備や備品、巡視箇所などの十分な安全を確保するために毎日チェックリストをもとに点検し、職員全員が来館者様の行動を予測したリスクマネージメントができるよう十分な研修を行います。

さらに、職員が開館時間内は事故予防・防犯・防災のために定期的な巡回を行い、職員の目の届きにくい場所には防犯カメラ3台で館内を見守り、常に利用者様の安全確保に最深の注意を払います。閉館時は十分な点検を行い、閉館後はセコムによる防犯・防火管理をします。

なお、市内80地区センターにおけるヒヤリハット集の編纂にあたりましては、当協会が市館長会の編集委員として協力した資料です。このように「横浜市全体の地区センターの利用者様のことを考え、その安全を確保してゆくことも当協会の使命であると考えています。

**(イ) 事故・犯罪・火事・地震・そのほかの災害に備えた職員の研修・訓練内容と完備しているマニュアルについて**

○事故の予防対策と発生時の対応 ○AED研修 ○防犯対策と発生時の対応 ○防火対策及び防火訓練(付「防災計画」) ○震災発生時の対応～誘導避難・安全確認 ○水害発生時の対応 ○リスクマネージメント～市内80地区センターにおけるヒヤリハット集

**(ウ) 事故や傷病者発生時の対応**

事故や急病等の緊急事態となった場合には、119番への適切な通報・救命措置(AED操作含む)、救急車の誘導・来館者様への協力要請、これらの役割分担などの救命に必要な対応を職員に徹底した研修を行っています

また、このセンターは公園に隣接しているために公園内でケガをする児童もあり、その対応や保護者に連絡がとれない場合に備えて小学校との連携体制を確立しています。さらに、近隣の整形外科医・学校医と協同する体制を確立しています。

なお、万が一事故が発生した場合は、再発防止に向けて原因を徹底的に究明し、対応策の実施、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存、職員全員への周知・徹底を行います。また協会本部・区の担当課に速やかに報告します。

**(エ) 火事や地震などの発生時の訓練**

年2回、春に利用者会議出席者と共に避難訓練、秋の職員研修時に消防署と防火設備業者の協力を得て防災訓練を行います。なお、訓練の内容については、通報、警報・放送などによる来館者への周知、避難場所の確保・誘導、防災用利用団体予約表による館内の残存者確認、消火、各サークルによる会員の安否確認までの万全なマニュアルと訓練職員の役割分担などには万全の訓練を実施します。

**(オ) 閉館後・深夜などの水害発生時の避難場所の確保について**

帷子川の洪水警報発生時は地域住民の避難場所になるために、区の所管課の要請に応じて、深夜でも開館できるような体制が必要不可欠です。また、地域外でも、区内で土砂崩れ警報などが生じた場合の避難場所になるために、区の要請に迅速に応じ24時間いつでも開館できる人員体制を整えます。

## (4) 施設の運営計画

## ア 設置理念を実現する運営

## イ 運営計画

**ア 設置理念を実現する運営**

地区センターの設置理念である「地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるための運営」につきましては、地域力を結集するために保土ヶ谷中央地区社会福祉協議会をはじめ60以上の公共機関や公益法人、地域団体との協力体制のもとに、様々な地域活動をしてきましたが、平成26年度につきましても、この方針を継続して実施します。

なお、この地域の課題への取り組みとしまして、一部の世代にはたいへんに恵まれた環境ですが、反面、放課後の小学生の安全な遊び場所、中学生の健全育成の場の確保、高齢期を迎え収入の減ってくる団塊の世代の生きがい支援については課題を抱えています。私たちはこの地域的な課題の解決に協力することを重点項目として、次の運営計画を進めてゆきたいと考えます。

**イ 運営計画**

- a 幼児などの子育て支援につきましては、地域の各子育て支援機関と連携した「地域子育てネットワーク」を築き、利用の促進と地域の子育て支援の充実を図ります。また、地域の保育園・子育て支援機関と協力した自主事業を展開いたします。
- b 小学生への健全育成事業につきましては、現行の「小学生の居場所事業」を継続し、フリースペース、各種講座などを通じて遊び場や大人とふれあう場を提供します。また、区子連様や青少年育成団体様、地域の事業に積極的に協力し、健全育成に努めます。
- c 中学生の健全育成事業に関しましては、職業体験学習・職業講和を積極的に受け入れ、学区の宮田中学校ばかりではなく、隣接する学区の中学校からの職業体験や出張講座の依頼にも応じ、中学生にとって身近な地区センターになりますよう、また健全育成の場となりますよう努めます。
- d 団塊の世代への支援・利用促進策につきましては、「(5) 自主事業計画」のとおり実施いたします。
- e 自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会、体育指導委員、青少年指導員、PTA、学校家庭地域連絡会、民生委員・児童委員、保護司、少年補導委員などとの連携を深めるとともに地域の情報やニーズを綿密に収集します。さらにこのような連携を通じて地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、地域団体と相乗効果を上げ、協力体制をさらに確立してゆきます。
- f 広報やWEBなどのPR手段のみではなく、商店街などへの地域イベントへの協力、小学校のバリアフリー研修や施設見学、中学校や高校への職業体験実習の受け入れや出張講座など、センターから外へ出張した公益活動を通じて、利用促進とPRを図ります。
- g これまでに新たな利用団体様が著しく増加している理由には、抽選倍率の高かった会場を他の会場の機能を向上して多目的に利用できるようにしたことや、サークル活動の相談やコーディネート能力を向上させたこと、インターネットを見ての電話申込みが多いことからデータをリアルタイムにしたことなどが挙げられます。これらをさらに充実させていきたいと考えます。

(4) 施設の運営計画  
ウ 利用料金の設定について

ウ 利用料金の設定について

料 金 表

会場名		座席数	1コマあたりの 利用料金(※1)	日・祝の午後② (※2)	1時間あたりの 延長料金	
本館	多目的室A	24	600円	400円	200円	
	多目的室B	30	510円	340円	170円	
	小会議室A	18	420円	280円	140円	
	小会議室B	22	450円	300円	150円	
	和室	全面利用		480円	320円	160円
		分割利用(10畳)		240円	160円	80円
	料理室	25	640円	640円	320円	
音楽室	30	840円	560円	280円		
体育室	中会議室	48	840円	560円	280円	
	体育室	全面利用		1890円		630円
		分割利用 2/3 面		1260円		420円
		分割利用 1/3 面		630円		210円
レクリエーションホール		510円		170円		

(※1) 料理室は2時間、そのほかの会場は3時間の料金です。

(※2) 日曜・祝日の午後②は、全会場が2時間の利用料金です。

なお、横浜市の地区センター利用料金の算定基準が改正された場合は、変更することもあります。



## (4) 施設の運営計画

- エ 利用者ニーズの把握と運営への反映
- オ 利用者サービス向上の取り組み
- カ ニーズ対応費について

**エ 利用者ニーズの把握と運営への反映**

当協会では利用者様の声を反映しますために、「利用者アンケート」「利用者会議」「ご利用時の聞き取り」「ご意見箱」「地区センター委員会」「スタッフの情報収集」「地域への聞き取り」のほか、窓口でいつでもご意見を伺える体制をとるなどの多様な手段を用いて地域の皆様や利用者様の意見を集めてニーズを的確・綿密に把握したうえで毎年の事業計画を立案し、利用者会議において「公平性・公益性・効率性」の観点から利用団体の代表者様に審議いただき、地域の代表者からなる地区センター委員会で決議いただくという運営方法をとります。

またそのほか、自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会、体育指導委員、青少年指導員、PTA、学校家庭地域連絡会、民生委員・児童委員、保護司、少年補導委員などの連携により地域の情報やニーズを収集し、さらに地区センターがどのように協力できるか情報を提供することにより、地域活動と相乗効果を上げる協力体制を確立しており、平成26年度もこれを継続します。

なお、来館者様の苦情に関しましても、館内に苦情対応方法を明示し、常時苦情担当者を置き窓口にて即応できる体制をとります。

**オ 利用者サービス向上の取り組み**

利用者様のサービス向上につきましては、これまで当協会が上げた収益金のほとんどを、この地区センターの老朽化が進んだ設備や備品等の修繕・交換に費やしてまいりましたが、これを継続します。また、本事業計画書に記述しました「(4) ーイ運営計画」「(5) 自主事業計画」と併せまして、次のサービス向上に取組みます。

- a 施設の利用を促し、地域交流を促進するためには、活動の場を必要とする個人や団体、サークルの結成に対して積極的に助言・相談・調整に応じる必要があります。そこで初めて利用する来館者様の相談に的確に応じられるよう、スタッフのコーディネート能力向上を図り十分な教育・研修・研究をしていきます。また、ほどがや地区センターの機能以外のニーズがありました場合、他の施設の紹介や情報を提供する機能をさらに充実させます。
- b この地区センターを利用していない近隣在住の皆様にも満足していただけるよう、単に地区センター内のサービスに留まらず、地域のイベントや町内の美化計画や各地域団体へ積極的に協力し、地区センターの外に出てサービスを提供することも重要な取り組みと考えます。また、近隣に在住の皆様に対してのご迷惑を十分に配慮し、路上などへのゴミの投棄、自動2輪車による騒音、晩秋の落葉への配慮、夜間利用者も多いこと等々に対して、近隣の皆様へご迷惑をかけませんよう最長の配慮をします。

**カ ニーズ対応費について**

利用者様へのサービス向上として、修繕費・備品購入費のほかに施設の設備拡張のために会場利用料金収入の3分の1をニーズ対応費として充当します。

また、このニーズ対応費は利用者の皆様へのサービス向上に使用する…いわば利用者様のお金をお預かりしている立場と考え、用途については次年度予算を利用者様に公開し、毎年利用者アンケートにより希望を伺ったうえで計画案を作成し、利用者会議で団体代表者様たちと一緒に「公平性・公益性・効率性」のもとに用途を検討し、地域代表者で構成する運営委員会で最終用途を決定するという方針をとってまいります。このように利用者様の皆様の意見をもとに地区センターの美化とリニューアルをしてまいりましたが、この方針を平成26年度も継続します。

## (5) 自主事業計画

## ア 身につけた知識を社会に役立てる、活動の場を提供する

これまで私達は、「公共施設の行う自主事業は、単に一人ひとりの興味を満たす講座に留まらず、生涯学習を通じて心の豊かさを増してゆく」「身につけた知識を社会に役立てることで自己の価値を高めてゆくことへ発展させること」と考え実践してまいりました。そして、そのためには単に学ぶ場を作るばかりではなく、その「学んだ知識を社会に還元するための活動の場を提供すること」も私達の責務と考えます。私たちは、「同じ趣味を持った受講者様が更に自主的な活動へ発展させ、心の豊かさを持った仲間をつくる」そして活動の場を提供することにより「コミュニティの活性化へつなげる」こと…それが自主事業の本来の目的と考えています。

## イ 指導者の育成事業

生涯学習を効果的に実施するためには、まず「面白そう」という印象の講座を企画することが第一に重要ではありますが、これとともに、初めて受講した方が興味を損なわずに継続してゆくためには、「この先生に習うことが楽しい」「いつまでも、この先生に習いたい」と感じますよう、指導者の技術や知識だけではなく「指導者の心の豊かさ」が必要不可欠と考え講師を選定しています。また、私達は新たな講座の企画に際しましては、地域に潜在している専門知識を持った方々を生涯学習指導者として啓発・育成してゆくことも重要な責務と考え、初めて自主事業の講師を担当いただく場合は、事前に「生涯学習の理念」を十分に話し合い、私たちが企画した自主事業が生涯学習指導者を育成してゆく場にもなりますように努めます。

## ウ 自主事業の企画について

これまで私達が実施して参りました自主事業は、情報力をフルに活用して地域や市内の生涯学習指導者や社会資源を選定し、数々の良質な講座を区民の皆様に提供できますよう努めております。その基本的な考え方は次のとおりです。

- a 自主事業の企画にしましては、「幅広い世代の年齢層が参加できる自主事業を考案する事業」と「育児講座や介護保険などのように区民の皆様のライフステージに応じた実用講座を考案する事業」の両者を実施することが必要と考えています。また、区民の皆様の多種多様な興味に応えられますように、スポーツ、文芸、美術・工芸、音楽、語学、歴史、料理、娯楽、旅行、福祉、健康、生活、法律、国際交流などのあらゆる分野を網羅する講座を当指定管理期間に組むよう企画しています。
- b 当地区センターは交通の利便性を考えますと、他の地区センターの圏域ではニーズが低く成立しない講座でも（俳句、短歌、謡曲等）、区内全域のニーズを考えると十分に成立する講座もあります。当センターは保土ヶ谷区全域のニーズを把握した講座を企画することも責務と考えています。
- c 安価な受講料で良質の講座を数多く提供できますよう、低予算でハイクオリティの講座を企画する必要があります。その一例として、「幼児教室～みんなで遊ぼう」や「サークル活動応援します」など社会資源を活かした自主事業なども開催します。
- d 「合同育児講座～にこやかほがらか親子の広場」のほか、私たちが企画した自主事業が現在では横浜市や区役所などの事業になっている講座がいくつかあります。その背景には、正確な社会調査と分析、プログラム作成が可能な専門的な知識と技術によるものです。私たちは社会的ニーズを正確に把握し、公益性・効率性・公平性を考え、社会啓発につなげること…それが、公共施設が実施する自主事業の責務と考えています。

## エ PR方法と広報能力の充実

企画した自主事業を区民の皆様に遍く広報することも重要な責務です。私達はあらゆる広報媒体を常に研究し、可能な限り広報活動につなげています。また、世代によって異なる情報の収集方法を把握し、あらゆる世代に伝達できる広報を研究します。

## (6) 施設の維持管理計画

## ア 法定点検

法定点検を遵守するとともに保土ヶ谷区長との契約を遵守した施設維持管理計画を実施します。  
 なお、この法定点検等につきましては、専門の管理事業者と委託契約を締結し、次のとおり実施します。

項目	業務	年回数	実施月
電気・ 機械設備	設備総合巡視点検、空調設備巡視点検	12	毎月
	電気設備点検	6	隔月
	空調設備定期点検	4	5,8,11,2月
	熱源機器等点検	3	5,8,11月
衛生管理	害虫駆除	2	8,2月
	ウォータークーラー清掃・水質検査	1	9月
	レジオネラ菌分析	2	5,8月
建物等	消防用設備点検	2	6,12月
	ガス監視装置点検	2	6,12月
	昇降機点検	12	毎月
	自動ドア点検	4	4,7,10,1月
	機械警備点検	毎日	毎日
清掃等	床面定期清掃	4	4,7,10,1月
	窓ガラス清掃	4	4,7,10,1月
	カーペットシャンプークリーニング	2	4,10月
	フローリング清掃	2	7,1月
	照明器具清掃	1	10月
	料理室フード及びフィルター清掃	2	4,10月
	換気扇清掃	2	7,1月
	植栽剪定・草刈	2	7,9月

## イ 日常点検

## a 施設美化

作業専任者が開館時刻の1時間30分以上前に出勤し、館内清掃、屋外清掃を行います。また、当センターは来館者以外にも松原商店街への買い物客や隣接する公園で遊ぶ児童がトイレを頻繁に利用しますために、スタッフにより毎日3回の清掃を行い、さらに週一回は専門業者に委託し清潔なトイレを維持します。

## b 造園・花壇

粗大ゴミなどの投棄問題の対策として実施した花壇は、当センターの職員のボランティア活動を中心として利用団体様、地域の民生委員、地元商店街の花屋さん達の協力によるものです。今後も地域との協力関係を図り継続したいと考えます。また、当センターは落葉樹が多く、秋期はスタッフが毎日3回屋外清掃を行い、落ち葉が近隣の家に入らないよう最深の注意を払います。

## c 定期巡視

毎日、開館時間前にチェックリストを元に設備点検を行い、事故の予防をします。また、開館時間内は職員が1時間毎に屋内と屋外を巡視して防犯・防災・事故の予防し、さらに施設の美化を維持します。

## ウ 積立金による修繕

前述しましたとおり、収益金の積み立てにより、委託費では賅えない修繕に充当します。

## (7)収支計画

**基本的考え方**

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当協会としては、様々な取組みを創意工夫して収入の増加を図り、同時に協会自体の経営の安定も確保しながら、利用者に有効に還元することでより一層のサービスの向上を図ることを基本に収入計画を作成すべきであると考えます。

**収入計画の特徴**

当協会は、「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする公益団体」のため、協会の収入は横浜市から支払われる指定管理料と施設の利用料金が、協会全体の収入の非常に大きな割合を占めています。

このような観点からすれば、指定管理料をはじめ、指定管理者業務に付随して生じる利用料金収入、自主事業収入等はいずれも貴重な財源となっています。殊に利用料金収入は、協会の自助努力によって、本来の業務の中で協会全体の収入増加にもつながる途が開かれているという意味で重要であり、様々な創意工夫を傾注して増加を目指すべきと考えます。

さらに、清涼飲料水の自動販売機を設置させていただいておりますが、館の利用者にとっても好評であると同時に、協会にとっても貴重な収入源になっています。

**収入計画について**

収入計画につきましては、公共施設内であるために、条例などで許容される範囲で実施することを絶対条件としながら、大きく収益を伸ばして参りました。また、安定した経営を図るためには増収と伴に減収のリスクがある収入項目を徹底的に改善することも不可欠と考えております。

このことを踏まえ、既に本事業計画書の「(4)ーイ 運営計画」「(4)ーオ 利用者サービス向上の取組み」「(5) 自主事業計画」で記述しました計画の他に、次の増収策を講じます。

**a 利用料金収入の安定化**

- 様々な区民の皆様のニーズに対応できますよう、多目的に会場が利用できるよう改善し、大きく実績を伸ばしてきましたが、今後も、地域の新たな要望や潜在しているニーズの発掘し、多様化・変化してゆくニーズを調査し、これに対応する機能をさらに向上してゆくよう研究します。
- 会議室の利用申込は、前月1日に予約抽選会を実施し、抽選会終了後の空き室は先着順で受け付けておりますが、定期的なサークル活動に支障がなくなった「2週間前の空き室」は回数に制限なく利用することを可能とし、「その期間は個人利用も可能」とすることにより、利用実績を大きく伸ばしてまいりました。これをさらに広域的にPRし、利用料金の増収を図ります。
- 自主事業を引き継いだ事後サークルについては、3ヶ月間の優先予約を可能とし、継続的で円滑なサークル活動ができるよう支援し、さらに増収を試みます。また、会員の少なくなったサークルを自主事業「サークル活動応援します」に取り上げ、利用団体が継続して活動できますよう支援します。

**b 自主事業収入の安定化**

自主事業の効率化を図り安価な参加費で区民の皆様に良質な講座を数多く受講いただくことにより増収を図ります。また、これまでにセンターから外へ出て、自主事業のノウハウを生かし、地域のイベントなどを支援・プロデュースすることにより施設の利便性をPRすることでも増収を続けてきました。この範囲をさらに拡大し増収を図ります。

**c 印刷費収入の拡大**

ホールの印刷機は利用団体ばかりではなく地域の皆様にも使われ、印刷費収入は毎年増収しています。また、横浜国立大学での同好会活動などでもニーズは高く、さらに広報をしていきます。

**d 自動販売機収入の安定化**

館内と敷地内に一台ずつ導入した災害対応型自動販売機において、人気商品と利用者様へのモニタリング等により安定した販売実績を確保します。



## (7) 収支計画 (支出計画)

## ウ 支出計画の考え方について

**ウ 支出計画の考え方**

## (ア) 基本的な考え方

当協会は地区センターの運営に当っては、より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本にしています。このためには、限られた予算や人員を効率的に使い、全体経費の削減に努め、生まれた余裕をサービスの向上や設備改善に充当して、利用者満足度の向上を図ります。

管理費については、横浜市が標榜する環境行動都市に直接関係する問題として捉え、こまめに不用の照明のスイッチを切ることや節水等日常の中で、職員、スタッフの意識を徹底させることや、そうしたことに利用者の理解と協力を得ることが強く求められていると考えます。

事業費については、まさに館の個性を発信する源泉になっており、限られた予算の中で自主事業の企画の内容に合わせて最大限優先して執行させるべきであると考えます。

二歳対応費については、横浜市の指導に従い利用料金収入見込み額の 3 分の 1 に相当する額を確実に充当することは勿論ですが、例えばその用途について、利用者会議や利用者アンケート等において利用者様の声を聞き、それを反映させながら決定していく手続きを経ることも重要であると考えます。

## (イ) 具体的な計画

## a. 管理費の節減

上記の例のように日常の中で節水等を実践することが、単に管理費の節減という問題に留まらず、横浜市の標榜する「環境行動都市」の実現に向けた行動であることを、職員、スタッフに徹底すると同時に利用者の理解と協力を求め一体的な取組みを行います。

- 光熱費などの節約：平成 24 年度に決めました「省エネ管理基準」に基づいた省エネ対策を遵守します。
- 水道蛇口への節水コマの取り付け。
- ゴミの削減：利用者様にはゴミの持ち帰りを協力してもらい、さらに、この地区センターは、一般通行路にもなっているために、ゴミの廃棄問題につきましても皆様にご理解をいただき、ゴミの排出削減を行っています。
- 印刷資料の削減  
パソコンのディスプレイ機能や掲示板等を活用し、廃棄物になる紙類を極力削減しました。
- 設備の予防保全により不具合の程度を軽くし、修繕費の削減を図ります。

## b. 複数の施設運営をするスケールメリットを活かす経費削減

- 会計経理、労務管理を協会事務局が総合的に行い経費削減を実現させています。
- 当協会 10 施設で設備の保守管理や定期清掃などの共同委託・購入と複数年度契約を行うことで経費を削減します。

## c. 人材の効率的活用

点検・確認、清掃等の作業では、マニュアルやチェックポイント図表を整備して、業務を単純化し、担当者の負担を減らすことにより作業効率の向上を図り、生じた時間を利用者サービスに向けます。

先に記述しました増収計画とともに、上記のような収支計画により施設修繕基金を捻出し、老朽化の進んだこのセンターの修繕箇所を改善して参りました。平成 26 年度もこれを実施してゆきます。

(様式 6)

### 平成26年度ほどがや地区センターの管理に関する業務の収支予算書

(単位:千円)

		内 訳	金 額
収入合計(A)		①+②+③=A	44,231
項 目	①委託予 定額		38,906
	②利用料 金収入		4,110
	③その他 収入	事業収入・自販機収入・雑収入	1,215
支出合計(B)			44,231
項 目	人件費	常勤職員給与、時給職員賃金、法定福利費(社会保 険料、健康診断料、福祉共済掛け金)、通勤費	23,678
	事務費	旅費、消耗品費、会議賄費、印刷製本費、通信費、使 用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、施設賠 償責任保険、手数料、諸費	1,940
	事業費	自主事業費	477
	管理費	光熱水費、修繕費、設備総合巡視点検、電気設備保 守点検、冷暖房設備保守点検、消防設備保守点検、 機械警備、植栽剪定、害虫駆除、塵芥処理など	11,919
	ニーズ 対応費	利用者のニーズにより執行	1,370
	事務経費	労務経費、法人税等	4,847
収支(A)-(B)			0

※ 1年間(12ヶ月)の収支を記入してください。

※ 各項目については、必要に応じて別紙にて説明資料を添付してください。

ほどがや地区センター 収支予算書 【様式6 説明】

(単位:千円)

項目	支出合計	(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	
人件費 (1)			44,231
			23,678
	常勤職員		11,908
	給与	館長	3,678
		副館長	6,330
	法定福利費	健康保険料	596
		厚生年金保険料	895
		児童手当拠出金	16
		雇用保険料	88
		労災保険料	47
		通勤費	213
		健康診断料	21
		福祉共済掛け金他	24
	時給職員		11,770
	賃金	スタッフ	11,750
	法定福利費	労災保険料	20
事務費 (2)			1,940
	旅費		10
	消耗品費		740
	会議諸費		50
	印刷製本費		150
	通信費		165
	使用料及び賃借料		293
	備品購入費		300
	図書購入費		100
	施設損害賠償責任保険		22
	手数料		13
	諸費		97
事業費 (3)			477
	自主事業費		477
管理費 (4)			11,919
	光熱水費	電気料金	4,500
		ガス料金	1,400
		水道料金	1,100
	修繕費	小破修繕	1,380
	清掃業務	床面定期清掃、窓ガラス清掃他	720
	冷暖房設備保守	空調・冷温水機等保守、設備総合巡視点検	1,068
	電気設備保守	電気工作物保守、自動ドア保守点検、昇降機保守点検	774
	消防用設備点検	外観機能点検、総合点検	133
	衛生管理	ウォータークーラー清掃、害虫駆除	76
	機械警備点検	常時	234
	植栽剪定	樹木管理	384
	その他	塵芥処理料	150
			0
			0
			0
			0
			0
ニーズ対応費 (5)	利用者のニーズにより執行		1,370
事務経費 (6)			4,847
	労務経費		2,734
	消費税・法人税		2,113